

日の出町監査公表第 1 号

財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定により実施した財政援助団体等監査に係る監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和4年2月25日

日の出町代表監査委員 山崎 久典



財政援助団体等監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項に基づく監査

2 監査を実施した監査委員

日の出町監査委員 山 崎 久 典

日の出町監査委員 濱 中 映 慈

3 監査の目的

別紙1 日の出町財政援助団体等の監査実施要領による。

4 監査の対象

令和2年度財政援助団体等に対する財政援助に係る出納、その他事務の執行状況について

5 監査の方法

監査対象事業について、令和元年度の補助金等の事業を抽出し、その中から5補助金等、2指定管理者について提出された資料に基づき、課長・係長・担当職員等から説明を聴取し書類審査を実施した。

6 監査の実施日・実施場所

実施日 令和4年2月17日（木）

会 場 日の出町役場 3階 第3会議室

7 監査対象事業

別紙2 財政援助団体等監査対象事業一覧による。

8 監査の結果

監査を実施した対象事業については、所期の目的に沿って概ね適正に執行されているものと認められた。

補助金については、補助金等の交付に関する要綱等に基づき、補助金等の交付申請書・事業計画書・収支予算書・補助事業実績報告書と関係書類を審査した結果、概ね申請内容のとおり事業が実施されていることを確認した。所管課においては、今後も引き続き、補助事業の目的内容が公益性を有し、効果等に繋がるか、常に検証を行い、最小の経費で最大の効果を上げられるよう努められたい。

また、公の施設については、目的及び公益上の必要性の審査に際して、地方自治法第244条第1項で「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」であることが規定され、第244条の2第3項により、設置の目的を効果的に達成するため、指定管理者に当該施設の管理を行わせることができるとされている。

当町では平成18年度より公の施設の指定管理を行っており、指定管理業務の状況の把握と指定管理者に対する指導監督を適切に行うことにより、概ね適正に執行されていることを確認した。所管課においては、今後も引き続き、管理業務の状況把握と指導監督を十分に行うよう要望する。

今後も、補助金等の交付及び公の施設の運営については、引き続き町民の視点に立って適正な執行がされるよう要望する。各事業の指摘、質疑、意見等は以下のとおりである。

全般的事項

今年度についても、過去3か年の事業概要・決算状況等の比較資料が提出されていることにより、監査対象事業の金額及び内容等の増減が明確化されて、各施設及び各団体の経営状況を監査することができた。

今後も、町が指定管理者に指定している団体や補助金等を交付している団体について、その事業が目的に沿って適正かつ効率的、効果的に行われるよう努力願いたい。

補助金等

(1) 介護保険施設等感染症対策強化特別支援金

指摘事項なし

- ・施設のクラスター発生件数、発生期間について
- ・支援金申請内容の審査について
- ・申請書の事業者番号について
- ・支援金使途の確認について

- ・ 支援金の支給時期・クラスターの関係性について
- ・ 支援金の原資について
- ・ 申請書中、ある施設口座番号の記載が4桁だが支出は確実になされているか
- ・ 申請書内容の審査に要する期間は
- ・ 申請から支給決定までの流れについて
- ・ 当該支援金は法人に対してのみの支援金か
- ・ 施設規模に対する支援金額について

(2) 認定こども園施設型給付費

指摘事項なし

- ・ 原資6,600万円の国、都、町の負担割合は
- ・ 支給認定書の掲載事項の確認について
- ・ 支給認定者数について
- ・ 幼稚園、認定こども園に通園する保護者が申請することになるのか
- ・ 認定区分1号、2号、3号とは
- ・ 対象施設について
- ・ 収支計算書内（野口学園）の9,700万円の内訳について
- ・ 1号、2・3号による給付費の違いについて
- ・ 6,600万円の施設ごとの内訳について
- ・ 1号認定、2・3号認定で、保育内容に違いはあるのか
- ・ コロナ禍における施設開所状況について
- ・ 町内施設（保育園・認定こども園）におけるクラスター発生状況について
- ・ 保育無償化との関連について
- ・ 日の出幼稚園は令和元年度から給付対象（認定こども園）となったか

(3) 病児・病後児保育事業負担金

指摘事項なし

- ・ 利用状況の推移について
- ・ コロナ禍での利用制限について
- ・ 施設設置時の負担金（3市町村）の状況について
- ・ 利用時の手続きについて
- ・ 利用登録について
- ・ 登録の更新時期について
- ・ 3市町村の負担状況について
- ・ 少子化が進むと負担金額も上がっていくのでは
- ・ 利用者からの要望あるか
- ・ 利用料金は個人負担となるのか

(4) 住宅改修等補助金

指摘事項なし

- ・ 要綱の施行日について
- ・ 当該事業の手続きについて
- ・ 補助金全体枠の基準について
- ・ 総事業費について
- ・ 補助制度の利用制限について
- ・ 令和3年度から新たな事業となり商工会で実施しているが利用状況は
- ・ 申請から交付決定までの流れは令和3年度新規事業でも同様か
- ・ 当該事業の上限額は7万5千円だが令和3年度新規事業の限度額は
- ・ 補助対象となっている住宅改修は、どのような改修が主となっているか
- ・ 居宅のみが対象となるのか
- ・ 制度の周知方法について

(5) 新井地内急傾斜地対策事業負担金

指摘事項なし

- ・ 小学校裏のインパクトバリアについて
- ・ 重力式の擁壁について
- ・ 作業委員の人手不足について
- ・ 施工業者について
- ・ 工事内容の変更について
- ・ 同意書について
- ・ 水脈について
- ・ 今後も工事費は増えていくのか
- ・ 東京都への負担金支払い時期について

指定管理者

(1) 日の出町ユートピアひまわりホーム

指摘事項なし

- ・施設従事者の人件費について
- ・ひまわりホーム利用者の状況について
- ・施設定員について
- ・入所待機している方はいるか
- ・保護者やご家族との繋がりについて
- ・本人の意思で通所しているのか
- ・通所は65歳までとなるのか
- ・国庫補助金積立書について

(2) 肝要の里

指摘事項なし

- ・指定管理委託料の差額について
- ・指定管理委託料の税額について
- ・受託先は指定管理委託料を売り上げとして扱うのか
- ・建物は日の出町所有という認識で良いか
- ・ソフトミックス製造機について
- ・ソフトミックスの卸先について
- ・ソフトミックの売り上げについて
- ・建物の今後の活用計画について
- ・償還及びその制約について
- ・温泉センターとの連携について

以上